

2023年8月23日

## 中国の個人情報保護法における越境移転規制について

弁護士 大江 修子

弁護士 杉浦 翔太

### 1. はじめに

2023年に入ってから、中国における個人情報の越境移転規制の実務運用が、本格的に開始されています。2023年2月には、「個人情報越境移転標準契約弁法」が公布され、個人情報の越境移転を行うために標準契約と、個人情報保護影響評価の当局届出が義務付けられました（以下では「標準契約弁法」といいます。）。また同年5月には、個人情報越境移転標準契約届出ガイドラインが公布され、届出を行ううえでの具体的な提出書類や手順が定められ、個人情報保護影響評価の評価項目も定められました（以下では「届出ガイドライン」といいます。）。中国において事業を展開する日本企業にとって、中国事業を適法に継続するためには、これら個人情報の越境移転規制を遵守することが必須であり、今後早急な法対応が求められます。本稿では、個人情報保護法における越境移転規制の全体像を示すとともに、近時義務付けられた当局届出実務について解説します。

### 2. 越境移転とは何か

そもそも個人情報の越境移転とは何でしょうか。中国の個人情報の越境移転規制を理解するためには、まず何が個人情報にあたるのか、そして越境移転とは何かということを正しく理解する必要があります。

中国の個人情報保護法において、個人情報とは、「電子的またはその他の方法をもって記録された、既に識別され、または識別しうる自然人に関する各種の情報」のことを指します（第4条1項）。この定義は、日本の個人情報保護法や、諸外国（たとえば、欧州の一般データ保護規則、GDPR）における個人情報の定義と概ね同様とすることができます。ここで注意が必要なのは、「個人を識別できる情報」ではないということです。個人情報と言うと、氏名・生年月日・住所のように、個人を識別できるデータセットを思い浮かべる方が多いのですが、個人情報はそれらに限られません。個人情報の定義にも記載されているように、「識別され/しうる自然人に関する各種の情報」が個人情報にあたりますので、たとえば商品やサービスに関する顧客からの問い合わせ情報も、それ単体だけでは個人を識別するに足りない情報だとしても、他の情報と照合することによってその顧客が誰であるかを識別できるのであれば、個人情報にあたります。「個人情報」とは非常に広い対象を含む概念であることにご注意ください。

次に越境移転とはどのような行為を指すのでしょうか。届出ガイドラインによれば、越境移転には 2 種類の類型があります。一つは「中国域内の事業において収集または生成した個人情報を中国域外に伝送または保存すること」です。具体的には、中国の現地法人が取得した従業員の個人情報を、日本にある本社のサーバーで保存するような場合があたります。この類型は「越境移転」という言葉から一般に思い浮かべるイメージに近いのではないかと思います。気を付けなければならないのはもう一つの類型で、「個人情報取扱者が収集または生成した個人情報が中国域内に保存され、中国域外の機関、組織または個人がこれを照会、調査、収集、ダウンロード、エクスポートできること」も越境移転に該当するという事です。具体例としては、中国の現地法人が取得した中国の消費者の情報を、中国国内のサーバーで保管しているものの、この情報に対して日本の本社がアクセスできるという場面があります。データ自体が中国国内に保存されているので、「越境移転」であるとすぐには想起しにくいのですが、実はこのような状況も越境移転として越境移転規制の対象になることに注意しなければなりません。

### 3. 越境移転の要件

それでは、個人情報の越境移転を行っている場合に、どのような義務が課せられるのでしょうか。

中国の個人情報保護法上、個人情報の越境移転を行うためにはいくつかのアクションを行う必要があります。このアクションとは、多くの日系企業の場合、通常は、①本人からの同意取得、②標準契約の締結、③個人情報保護影響評価の 3 点です（ただし、これには例外があり、中国において多数の個人情報を保有したり、大規模な越境移転を行ったりする場合には、上記②の標準契約の締結に代えてセキュリティ評価という加重された義務が課されます。これについては項目 8 で述べます）。

現在、多くの日系企業が上述 3 点の越境移転規制対応を進めていますが、実はこれらの義務は 2023 年に公布された標準契約弁法や届出ガイドライン以前から、個人情報取扱者において行うことが義務付けられていたものです。中国の個人情報保護法は 2021 年 11 月から施行され、その当時から、越境移転のためには同意の取得、標準契約の締結、個人情報保護影響評価の実施が必要でしたので、本来はこれらの対応は既に行われていなければならぬものでした。もっとも、実際には必ずしもすべての企業が個人情報の越境移転に関するコンプライアンス対応を行っているわけではなかったという実態があり（また対応を行おうにも、たとえば個人情報保護影響評価をどのように行えばよいのか必ずしも詳細が明らかではなく、対応に苦慮されている日系企業も多かったように思います）、本年に入って上述のように当局への届出が義務付けられたことから、各社プライオリティを上げて対応を進めているという状況です。以下では、同意の取得、標準契約の締結、個人情報保護影響評価それぞれについて具体的な対応方法をご説明します。

#### 4. 同意の取得

まず、個人情報の越境移転を行うためには、本人から越境移転に関する同意を得なければならず、同意を得るに際しては、中国域外の提供先の名称および連絡先、個人情報の取扱目的および取扱方法、個人情報の種類、それに当該提供先に対して権利を行使するための方法および手続きについて、告知をしなければならないとされています(第39条)。具体的な場面として、例えば、中国の現地法人の従業員情報を、日本の本社と共有するということを想定しますと、このような場合には、従業員情報の越境移転が生じますので、どのような従業員情報が移転するのか、当該従業員情報は日本の本社においてどのような目的でどのように用いられ保管されるのか、従業員本人が権利行使を希望する場合にはどの部署に連絡すればよいのか等を明示したうえで、従業員から同意を得る必要があります。なお、中国における個人情報の取扱いに関する同意は「任意かつ明確」に行われなければならないとされています(第14条1項)。この点で、いわゆる「黙示の同意」は基本的に認められないと考えべきで、同意取得にあたっては、同意内容を明示した書面上にサインを得る、オンライン上でクリックさせる等、本人の意思を明示的に示してもらう必要があります。

#### 5. 標準契約の締結

標準契約とは、中国の国家インターネット情報部門が作成した、越境移転を行うための契約ひな形のことをいいます。実務上は、欧州の一般データ保護規則(GDPR)に倣って、SCC(Standard Contractual Clauses)と呼ぶこともあります。標準契約は、個人情報の越境移転を行うにあたって、移転元(たとえば中国の現地法人)と移転先(たとえば日本の本社)との間で結ぶことが義務付けられており(第38条1項3号)、移転先に対して、中国政府が定めた個人情報保護水準を遵守させることを目的としています。標準契約における各種条項は、基本的に国家インターネット情報部門が定めたひな型通りに締結しなければならないが、一部自由記載欄や選択式の項目があるものの、基本的に契約当事者が契約条件を自由に変更することは認められません。

この標準契約を締結するうえで最も重要となるのは、契約本体部分ではなく、むしろ別紙部分です。契約本体部分は上述のようにほとんど変更の余地がなく、全ての法人がおなじものを「そのまま」使えばよいのですが、別紙部分には標準契約の対象となる個人情報の越境移転の詳細を当事者が越境移転の実態に応じて記さなければなりません。どのような種類の個人情報が越境移転されるのか、どのような利用目的で用いられるのかといったことを記載しなければならないが、正確な記載がされていなければ(たとえば記載に漏れがある場合には)、せっかく標準契約を締結したにもかかわらず、一部の越境移転について標準契約がカバーしておらず、違法な越境移転と評価されてしまう可能性があります。

標準契約の別紙部分に越境移転の詳細を正確に記入するためには、中国の現地法人が行っている越境移転について洗い出しを行うこと、いわゆるデータマッピングを実施することが不可欠です。グループ会社間の越境移転であれば、中国の現地法人においてどのような個人情報を日本の本社に提供しているのか、また逆の見方をすれば日本の本社が中国の現地法人からどのような個人情報を受け取っているか（上述の通り、中国にあるデータに対して日本からアクセスすることも「越境移転」にあたります。）を精査し、その結果を標準契約の別紙に落とし込んでいく必要があります。

なお、個人情報の越境移転規制とは、あくまでも個人情報を越境移転する側（中国の現地法人側）に課される規制ですが、標準契約を締結することによって、個人情報の越境移転を受ける側（日本の本社）にも契約上の義務が生じます。たとえば、個人情報の取扱いについて適切なセキュリティ体制を構築すること（標準契約 3 条 6 項）や、個人情報のインシデントが生じた場合には越境移転を行った者（中国の現地法人）に通知する義務等（標準契約 3 条 7 項 c 号）が課されるほか、中国の監督機関による監督管理を受けることも契約上の義務とされていることにご注意ください（標準契約 3 条 13 項）。

## 6. 個人情報保護影響評価の実施

個人情報の越境移転を行うためには、同意の取得や標準契約の締結に加えて、個人情報保護影響評価を行うことが求められます。個人情報保護影響評価は、DPIA（Data Protection Impact Assessment）と呼ばれることもあります。これは、個人情報を中国域外に移転することによって生じる可能性のある、個人情報に対するリスクを調査して評価するものです。評価の結果として、越境移転を行ってもリスクが生じることが想定されない場合であるか、または越境移転を行うことによって一定のリスクが生じてしまうものの、当該リスクを低減するための安全管理措置をとったという場合でなければ、個人情報を中国域外に移転することができません。

個人情報保護影響評価については、評価すべき項目が届出ガイドラインにより明確化されています。20 以上の項目にわたって評価を行うことが求められていますが、大きな枠組みとしては「個人情報取扱者の基本情報」、「個人情報の越境移転に関わる業務および情報システムに関する情報」、「越境移転される個人情報に関する情報」、「個人情報取扱者の個人情報保護能力」、「域外受領者に関する情報」、「個人情報取扱者が説明のために必要と認めるその他の情報」の評価が必要となります。これらの項目全体にわたって適切な評価を行うためには、そもそも越境移転する個人情報の詳細や、移転元および移転先における情報管理体制について精通していなければならない、そのためには標準契約の項目でも述べたデータマッピングの実施が有効です。

## 7. 標準契約と個人情報保護影響評価の届出

標準契約と個人情報保護影響評価の届出は、通常、①個人情報取扱者による各種資料の提出、②当局による資料の検査と個人情報取扱者へのフィードバック、③当局のフィードバックに応じた個人情報取扱者による提出資料の補充、④当局による補充資料の確認を経て、届出コードの付与、というステップを踏むことになります。

なお、個人情報取扱者は、標準契約の効力発生日から 10 営業日以内に、所在地の省レベルの情報部門に対して、各種資料を届け出なければならないとされています。また、個人情報保護影響評価は、届出日前の 3 か月以内に実施したものを提出する必要がありますので、標準契約と個人情報保護影響評価の日付が、届出日から逆算して適切なタイミングになっているよう注意を払う必要があります。

個人情報取扱者から資料の提出を受けた省レベルの情報部門は、15 営業日以内に資料検査を実施したうえで、個人情報取扱者に結果を通知することとされています。届出が通過した場合には個人情報取扱者に届出コードが付与されますが、届出が通過しなかった場合には不備についてのフィードバックがありますので、それに応じて個人情報取扱者は 10 営業日以内に追加資料や訂正した資料をあらためて提出しなければなりません。

届出ガイドラインにおいては、以上のような手順とタイムラインが示されていますが、届出の実務運用は各地の情報部門ごとに異なるものと思われ、日系企業においては中国の現地法人が所在する省レベルの情報部門に個別に問い合わせを行ったうえで、当局とのコミュニケーションをとりながら届出を実施していくことが必要です。

## 8. 標準契約を用いて越境移転を行うことができない場合

なお、ここまでに述べた個人情報の越境移転規制対応は、標準契約を利用して越境移転を行うことが前提となっています。上記 3 でも述べた通り、中国において多数の個人情報を保有したり、大規模な越境移転を行ったりする場合には、加重された義務が課されますので、注意が必要です。具体的には、標準契約を利用して越境移転を行うためには、以下の条件をすべて満たさなければなりません（標準契約弁法第 4 条第 1 項）。

- ①重要情報インフラ運営者ではないこと
- ②個人情報の取扱いが 100 万人未満であること
- ③前年 1 月 1 日から現在までの個人情報の越境移転が 10 万人未満であること
- ④前年 1 月 1 日から現在までのセンシティブ個人情報の越境移転が 1 万人未満であること

上記①から④のいずれかを満たさない場合は、標準契約に代えて、情報部門によるセキュ

リティ評価に合格しなければならないため、所在地の省レベルの情報部門を通じて、国の情報部門に対してデータ越境移転セキュリティ評価を申告することが必要となります。標準契約の場合であれば当事者間で契約を締結することで足りるのに対して、データ越境移転セキュリティ評価の場合には当局からの審査を受けて合格しなければならないので、非常に負荷の重い手続きとなります。中国の現地法人の事業内容に照らして、上記の条件に該当することがないかよく確認をしてください。注意の必要なポイントは、③や④の条件は、前年1月1日からの累計数を計算するため、最大で約二年間の越境移転の人数をカウントしなければならない点です（ある年の12月を基準にする場合、その前年1月1日からカウントすることとなるため、トータルで約2年間の越境移転が対象となるため）。

以上

〈筆者略歴〉

【大江 修子 (おおえ ながこ)】

TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士 noe@tmi.gr.jp

1998年 東京弁護士会登録、虎ノ門総合法律事務所入所

2004年 ハーバードロースクール卒業 (LL.M.)、ニューヨークのクレイマー・レヴィン・ナフタリス・アンド・フランケル法律事務所研修

2005年 あさひ・狛法律事務所入所

2007年 TMI 総合法律事務所入所、2008年パートナー就任

カルビー株式会社社外監査役・ウイングアーク 1st 株式会社社外監査役・一般社団法人日本女子プロサッカーリーグ監事

エンタテインメント・スポーツ/ブランド/著作権/商標/不正競争/意匠/データ (保護法制、取引)/知財争訟/国際訴訟・仲裁・調停・ADR/ジョイントベンチャー/アライアンス (提携)/コーポレートガバナンス/出入国関連

【杉浦 翔太 (すぎうら しょうた)】

TMI 総合法律事務所 弁護士 ssugiura@tmi.gr.jp

2016年 第二東京弁護士会登録

2017年 TMI 総合法律事務所入所

2019年 TMI 総合法律事務所バンコクオフィス駐在

2022年 コロンビア大学ロースクール卒業 (LL.M.)

2022年 TMI 総合法律事務所東京オフィス復帰

データ (保護法制、取引)/個人情報/営業秘密/情報・通信・メディア・IT/コーポレートガバナンス

掲載日：2023年9月12日